



# こんにちは！

印西市議会議員

series2 vol.3

# ますだようこです

発行/増田葉子 2016.2.7 印西市内野2-1-6-202 TEL080-5082-0970 Fax0476-46-6809 e-mail/YFA49624@nifty.com

暖かな年越しとなりました。遅くなりました  
が、本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

さて、平成27年最後の定例議会は、11月  
30日から12月18日まで開かれ、26件の議案  
が審議され、すべて可決いたしました。議案の  
概要は以下のとおりです。

\* \* \*

## ①条例の制定 3件

・マイナンバー法に基づく個人番号の利用及び  
特定個人情報の提供に関する条例

・木下交流の杜広場設置管理条例

・木下交流の杜歴史資料センター設置管理条例

## ②条例の一部改正 4件

・市税条例=マイナンバー関連の追加規定、法  
人市民税の減免申請の納期限の変更等。

・国民健康保険税条例=納税額の上限を最大  
4万円引き上げるもの。

・介護保険条例=徴収猶予の申請期限の廃止、  
新制度の施行期日の変更など。

・保育園の設置管理条例=28年度から延長保  
育料を新設するもの。

## ③補正予算 3件

・一般会計=障がい者援護費、「いこいの湯」改  
修費などで1億8,683万円の増額補正。指定  
管理者への委託費の債務負担行為の追加など。

・国民健康保険特別会計=交付金の償還など  
210万円の増額補正。

・介護保険特別会計=条例改正に伴う支出項目  
の変更など。

## ④指定管理者の指定 6件

六合、木下の2学童クラブと、船穂、中央北、  
中央南、栄治の4コミュニティセンターの管理  
者を指定。2学童クラブはN P O法人ワーカー  
ズコープに、4コミュニティセンターは地域住  
民が組織するN P O法人及び運営協議会がそれ  
ぞれ指定された。

## ⑤工事請負契約の締結 4件

新給食センターの建築、機械設備、電気設備  
工事と、小林駅南口自由通路の建設工事の契約。  
小林駅自由通路は、3億4,344万円で千葉市  
の東鉄工業（株）が、給食センターは、建築=12  
億204万円で横芝光町の古谷建設（株）、機  
械設備=9億9,954万円で大成温・ウッドテック  
J V、電気設備=2億5,477万円で市原市の  
大崎電設（株）がそれぞれ落札している。

## 議会報告会のお知らせ

12月議会のご報告と自由な意見交換の会です。

ご参加お待ちしています。

日時：2月14日（日）  
13:30～16:30

場所：中央駅前地域交流館2号館  
3階 第4会議室

## ⑥財産の取得 1件

新給食センターの調理機器一式を7億7,760万円で千葉市の(株)中西製作所から購入。

## ⑦人事の同意 1件 監査委員の選任(新任)

## ⑧発議 3件

軽減税率に関する意見書、議会委員会条例の一部改正、政務活動費等の返還を求める決議

## ⑨請願 1件(6月議会からの継続審査)

会派「市民」に対して政務活動費の返還を求める請願

## どんどん変わる介護保険

今議会は4件の条例改正があり(②)、市民負担につながるものもありました。その中で、今回は、介護保険条例をとりあげてみます。

条例改正の内容は、介護保険法がかわり、平成29年3月末までに全面実施しなければならない「介護予防・日常生活支援総合事業(以下「新しい総合事業」)」を前倒しで、この3月から実施することにした、というものです。

新しい総合事業とは、要支援認定者のホームヘルプとデイサービスを「市町村の事業」に移行する、というものです。自治体の財政力などによって地域格差が生じると報道でも騒がれましたが、具体的に何が変わったのか、なかなか実感がわきませんでした。それが、いよいよ現実となりました。

## 要支援だけの問題ではない

これは要支援の方だけの問題ではありません。誰もがいずれ通る道、すぐそこの未来です。買い物に出られなくなった、家事がつらくて出来ない、一人の入浴が不安、風呂場やトイレに手すりがほしい、そんな日常生活のちょっとし

た困難から、介護サービスを頼って認定申請します。これまで要支援に認定されれば、全国一律の運営基準に基づく、家事援助などのサービスが週1回程度は受けられました。

新しい総合事業になると、要支援に認定されても、居住する地域で「市の事業」が行われていなければ、介護サービスを受けられないことになるのです。介護保険料も納めていて、サービスを必要としているにもかかわらず……。

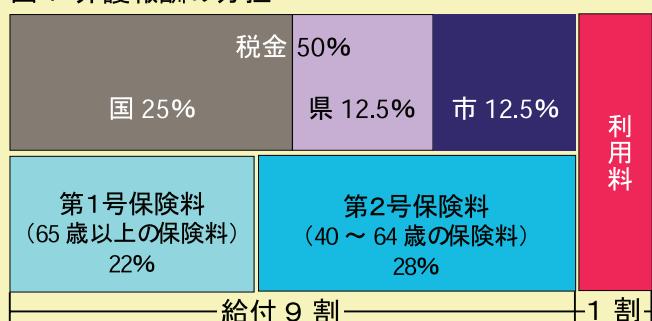
印西市では当初、「市の事業」の体制が整わないので、平成29年度からの実施を予定していましたが、最終期限までに十分な助走期間をとるために前倒しを決めました。「走りながら整えていく」ことにしたのです。

## 要支援の行き場がなくなる?

皆さんご存じのとおり、介護事業者がもらう介護報酬の1割(昨年8月から2割の方もいます)は利用者が支払う利用料で、9割は保険給付です(図1)。介護報酬は3年ごとに見直され、平成27年度からは、介護事業を主に担う社会福祉法人に多額の内部留保があること等を理由に、2.27%引き下げられ、一方で、介護労働者の待遇が悪くならないように、職員一人月額12,000円相当の「待遇改善加算金」がつけられました。

印西市が条例を改正しても、平成29年3月

図1 介護報酬の分担



※保険料の分担割合は、1号と2号の人口比率による

までは「みなし」期間で、基本的な報酬の計算はかわりませんが、全面実施以後は、保険給付でなくなり、処遇改善などの加算金を事業者はもらえなくなります。

もうご想像の通りです。十分な報酬をもらえない要支援者を、民間事業者は、あまり積極的に引き受けたがらないだろうと思います。生活の困難から認定を受けても、サービスが受けられない人が出てくる可能性があります。

## 市の事業は誰がやるのか

では、「新しい総合事業」では、現実的に誰が介護サービスを担っていくのでしょうか。

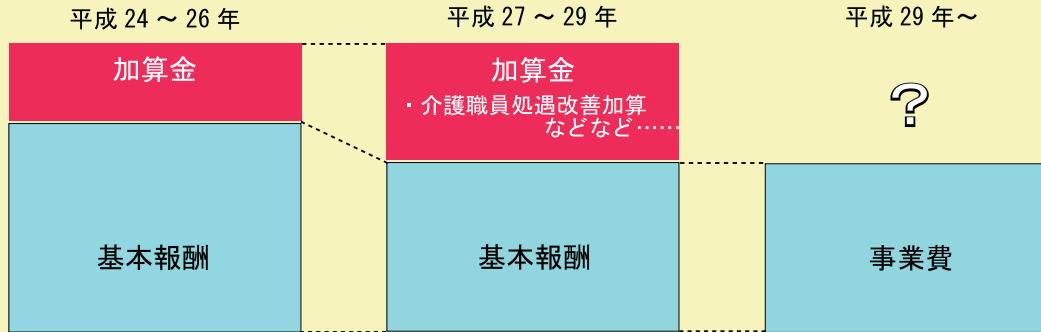
国の描くストーリーは、住民の有償ボランティアです。

いま、印西市でも、住民主体の高齢者の集いやコミュニティサロン、筋トレ体操教室などが、市内の各地域で少しずつと開かれ始めていますが、それらを強化してミニデイサービスにする、ご近所の助け合いをもう少し発展させて、住民主体の家事援助サービスにする、そういう展開が求められています。

## コミュニティ政策がない

これら「住民主体の」活動がしっかりと各地域で行われていくには、日ごろからのコミュニティづくりが大切です。町内会自治会のつながり、小中学校区でのコミュニティ組織のつながりがカギです。印西市は、つながりの古い成熟した地域がある一方で、まだ新しく、住民どう

図2 基本報酬の引下げ分を加算でカバーしていたが…



しのつながりが希薄な地域もあります。居住者が固定している地域もあれば、入れ替わりの激しい地域もあります。コミュニティづくりは一律に議論することはできませんが、どの地域がどんな特性をもっているのか、どのくらい要支援者がいて、住民主体のサービスが今現在どのくらいあるのか、こうした実態調査が絶対に必要です。

地域内で住民と住民がつながり、情報が流通し、自分たちの生活課題を自分たちで解決していくという機運が生まれるようにするために、市はどんな手助けができるのでしょうか。防災や防犯や福祉や子育てや環境保全、さまざまな地域の生活課題にコミュニティで取り組むことがいろんな場面で掲げられていながら、印西市には、肝心のコミュニティづくりのための政策も計画もありません。

コミュニティ政策、地域づくりは、今のようなタテ割りの行政ではできません。ずっと先送りに、先送りにしてきた課題が、介護保険をきっかけに、いよいよお尻に火がついてきた、という現状ではないかと思います。

今年7月は、市長選挙です。コミュニティづくりは争点になりにくい課題ですが、まちづくりのもっとも重要な政策です。将来を見通した大きな取り組みをしてくれるリーダーを、市民の皆さんで選んでいただきたいと思います。

## 私の一般質問

### 子ども発達センターの役割と特別支援教育

子ども発達センターは、高花の南部保健センター内にあり、心身の発達に遅れのある子どもたちの集団生活の場として平成5年に設置されました。近年、ニュータウン地区の宅地開発で、子ども人口が増加し、保育園が次々に開園していますが、特別な支援を必要とする子どもたちの保育、教育の環境はどうなっているのでしょうか。現状を確認するため質問しました。

私の質問	市の答弁
子ども発達センターでは、心身の発達に心配のある子どもたちにどのような関わり方、支援をしているのか？	小学校就学前の子どもを対象に、言語聴覚、運動発達、作業療法、小児神経相談などの相談事業を通じ、個々に応じた支援を行っている。各種相談の実績は、24年度1,724件、25年度1,786件、26年度1,739件。
発達に支援が必要とされる子どもたちの推移はどうなっているか？	利用契約数は、24年度111人、25年度129人、26年度は年度当初91人で、年度末に145人だった。今年度は、年度当初100人で、増加傾向にある。
年度当初の人数から今年度末は160人になる可能性もあり、4年間で50人増えたことになる。スペースやスタッフは大丈夫なのか？	施設、人員配置等も限られているが、子どもの状況や保護者の意向を踏まえ、可能な限り対応させていただいている。
利用者は急増しているが、相談件数は比例して増えていない。増やせないのでないか？ 現場はいっぱいいっぱいではないのか？	今後のあり方は検討していきたい。

障がい者自立支援法の成立で、子ども発達センターは「障がい児の集団生活の場」に「療育相談のセンター」という役割が追加された。しかし、印西市の子ども発達センターは対象年齢を「就学前まで」としているため、小学校に入学すると、療育相談が受けられなくなる。

私の質問	市、教育長の答弁
白井市をはじめ近隣市でも、療育相談は18歳までとしているところが多い。対象年齢を就学前までにしている理由は何か？	自立支援法が24年度に改正され、サービス提供の対象年齢が、就学児と未就学児に分けられたため、就学前までとしている。
法改正前も就学前だったではないか。新たな役割を認識してこなかった結果ではないのか。就学後は教育委員会が担うことになるが、教育委員会は「療育」をどうとらえているのか？	障がい児の成長、自立支援のための、教育、医療、治療、育成、保育を「療育」と考えている。
療育とは、治療と教育、育成だ。各小中学校の特別支援学級に、子ども発達センターのような療育相談ができる体制があるのか？	相談内容により専門家チームにつなげている。しかし、療育を継続できる機関が少なく、保護者の要望に対応しきれていないことは課題。
課題と認識したなら、まずは、子ども発達センターの療育相談事業を18歳まで延長し、教育委員会からも人材をおくようにしてほしいが、どうか？	指導主事を他の部局に配置することは現実的にむずかしいが、福祉と教育の部門が一緒にやっていかなければならない。少しづつ努力していきたい。

質問を通じ、子ども発達センターの現場の様子が明らかになりました。教育委員会でも「療育」を特別支援教育の中でしっかりと位置づける議論が必要です。福祉と教育が連携し、子どもの発達を一貫して支える体制を一日も早くつくってほしいと思います。（他に介護予防についても質問しました。）